

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：東川町中山間制度推進協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

東川棚田（1/19（10.0ha）のうち、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 10.0ha であり、地域内の中山間制度等直接支払制度の参加集落数は 5 集落である。）

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

・前回計画のフィードバックと修正について

前回の計画について田が持つ国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の役割の視点から達成状況を点検し、次に記載の目標設定の考え方と数値の根拠により新たに目標を定めるものとする。

・目標設定の考え方と数値の根拠

次の（１）～（３）のうち、数値比較のある項目は、第 5 期対策の最終年度である令和 6 年度の実績数値を基に達成すべき目標を新たに定めるものとする。

数値比較の無い項目は、地域の実情などを考慮し、達成すべき目標を新たに定めるものとする。

（１）棚田等の保全

・生産性・付加価値の向上

－令和 11 年度までに東川棚田において草刈りやドローンによる農薬散布などの圃場管理用の共同利用機械を 1 台以上導入する。

・担い手の確保

－令和 11 年度までに東川棚田の新規就農者数を 3 名確保する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

－令和 11 年度までに東川棚田における有害鳥獣の鹿の捕獲頭数を現状の 237 頭から 250 頭に目標設定し、棚田等の保全を図る。

－令和 11 年度までに棚田地域内の農業体験、自然体験等の教育活動の

指導者を現状の 3 名から 4 名まで増員する。

- ・良好な景観の形成

- 東川棚田地域内における点検活動者を現状の 42 人から令和 11 年度までに 45 人に増員し、災害を未然に防ぐために点検活動を実施し、棚田等の機能に障害が発覚した場合、または災害により棚田等の機能に障害が発生した場合は、石積み等の工法を用いた復旧作業を実施する。

- 令和 11 年度までに東川棚田地域内において、農村環境に配慮した家屋建築を 1 棟以上導入する。

- ・農産物の供給の促進

- 令和 11 年度までに東川棚田におけるブランド米「東川米」の販売量を現状の 1,680t から 1,770t に増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 農産物の販売や地域の伝統芸能の披露等、都市と農村の交流イベントに構成員が年 2 回参加し、各回 1 万人のイベント入場者を確保する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、中山間地域等直接支払交付金を活用し別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

- 東川棚田において、草刈りやドローンによる農薬散布などの圃場管理用の共同利用機械の導入により、生産性・付加価値の向上を図る。

- ・担い手の確保

- 東川棚田において担い手の高齢化や減少に伴い、その育成・確保が課題となっている。このことから、新規就農フェア等の出展により、農業研修生を確保・育成することにより、新規就農者として、人材確保を図る。また、棚田地域外からの人材確保と育成も必要であることから、町

単独の「新規就農サポート事業」や国の事業である「農業次世代人材投資事業」等の活用による側面支援で、担い手の確保を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

- －東川棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
- －体験農園において幼児や小学生を対象に農業体験、自然体験等の教育活動を実施し、東川棚田地域内の農地・農業の果たす役割を学べる機会を提供する。

・良好な景観の形成

- －東川棚田において、災害を未然に防ぐために点検活動を実施し、棚田等の機能に障害が発覚した場合、または災害により棚田等の機能に障害が発生した場合は、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施し、良好な景観を確保するとともに多面にわたる機能の維持を図る。
- －農村環境に配慮した家屋建築について推進する。

・農産物の供給の促進

- －町内の地下水や大雪山からの清らかな水を使い生産される棚田米は、食味が良く、高品質米として消費者や業界から高い評価を受けている。このことから、東川棚田地域で生産される地域団体商標登録のブランド米“東川米”の販売量を拡大させ、販売促進を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- －都市と農村の交流を図るイベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の東川町中山間制度推進協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

東川町中山間制度推進協議会は、農業者、町、農業関係機関等で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項